【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【会社名】	株式会社インフォネットグループ
【英訳名】	INFONET GROUP inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　東間　大
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋四丁目21番３号新橋東急ビル７階
【電話番号】	03-5221-7591(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　南嶋　将人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋四丁目21番３号新橋東急ビル７階
【電話番号】	03-5221-7591(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　南嶋　将人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第３回新株予約権) その他の者に対する割当　798,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 252,798,000円 (第４回新株予約権) その他の者に対する割当　210,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 315,210,000円 (注)　新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行新株予約権証券(第３回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,100個(新株予約権１個につき100株)
発行価額の総額	798,000円
発行価格	新株予約権１個につき380円(新株予約権の目的である株式１株当たり3.80円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2026年12月７日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社インフォネットグループ　管理部 東京都港区新橋四丁目21番３号新橋東急ビル７階
払込期日	2026年12月７日
割当日	2026年12月７日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行　京橋支店

(注) １．第３回新株予約権証券(以下、「本第３回新株予約権」といい、下記「２　新規発行新株予約権証券(第４回新株予約権証券) (1) 募集の条件」で定義する本第４回新株予約権を以下、「本第４回新株予約権」といい、本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年11月20日付の当社取締役会決議によるものであります。
２．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び割当予定先との間で本第３回新株予約権に係る総数引受契約(以下、「本新株予約権引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
３．本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第３回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権引受契約を締結しない場合は、本第３回新株予約権に係る割当ては行われないこととなります。
４．本第３回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
５．本第３回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社インフォネットグループ　普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	１．本第３回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式210,000株とする(本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第２項乃至第５項により割当株式数が調整される場合には、本第３回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 ２．当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における株式分割等の比率は、株式分割等後の発行済普通株式総数を株式分割等前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率 ３．当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第３項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $$調整後割当株式数＝\frac{調整前割当株式数×調整前行使価額}{調整後行使価額}$$ ４．本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 ５．割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第３回新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本第３回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	１．本第３回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本第３回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本第３回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。 ２．本第３回新株予約権の行使価額は、1,200円とする。但し、行使価額は本欄第３項の定めるところに従い調整されるものとする。 ３．行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本第３回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という)。 $$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array}\times\frac{\begin{array}{l}既発行\\普通株式数\end{array}+\frac{\begin{array}{l}新発行・処分\\普通株式数\end{array}\times\begin{array}{l}１株当たり\\の払込金額\end{array}}{時価}}{既発行普通株式数＋新発行・処分普通株式数}$$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

	① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。 ③ 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、当社の取締役、監査役及び使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合及び2026年11月20日の取締役会決議に基づく本第４回新株予約権の発行を除く。) 調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。 ⑤ 本項(2)①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第３回新株予約権の行使請求をした本第３回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。 $$株式数=\frac{\left(\begin{array}{c}調整前\\行使価額\end{array}-\begin{array}{c}調整後\\行使価額\end{array}\right)\times \begin{array}{c}調整前行使価額により当該\\期間内に交付された株式数\end{array}}{調整後行使価額}$$ (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

	③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第３回新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。 ①　株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 ②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第３回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	252,798,000円 (注)　新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項により行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格 本第３回新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本第３回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第３回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求により交付する当社普通株式の総数で除した額とする。 ２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第３回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし(計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年12月８日から2029年12月７日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。 ①　振替機関が本第３回新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ②　別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄記載の組織再編行為をするために本第３回新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は１か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本第３回新株予約権者に通知した場合における当該期間
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１．新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 ２．新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 ３．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行　京橋支店
新株予約権の行使の条件	各本第３回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が決議した場合は、本第３回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第２項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第２項及び第274条第３項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本第３回新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本第３回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本第３回新株予約権引受契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本第３回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付されている。

代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第３回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本第３回新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 本第３回新株予約権者が有する本第３回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄、本欄、下記(注)３(1)及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第２項記載の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(注) １．本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

ア．当社グループの事業基盤及び競争力

当社グループは、2002年の法人設立以来、主に企業のWebサイト構築及び運用保守を通じて、顧客のコーポレートコミュニケーションの支援と事業課題の解決に取り組んでまいりました。
現在は、自社開発のCMS(注１)「infoCMS」及び次世代CMS「LENSAhub」を基盤に、Webサイトの受託開発・運用保守を中心としたコーポレートコミュニケーションの総合支援事業を展開するとともに、AI、IR・HR支援、ブランディング、システム開発、XR・デジタルツイン等へと事業領域を拡大しております。

当社グループの主力製品である「infoCMS」は、企業・団体等のWebサイトの構築・運用に対応する商用CMSであり、高い機能性及びセキュリティを備えたオールインワン型のサービスです。
また、2024年７月に提供を開始した「LENSAhub」は、専門的なプログラミング知識がなくてもWebサイトを構築・運用できる次世代ノーコードCMSであり、操作性、セキュリティ及び運用効率を重視したサービスを提供しております。
自社開発CMSの導入実績は500サイト以上となっております。また、調査会社ITRによる2024年度の国内SaaS型CMS市場の調査では、当社は売上金額ベースで14.4%のシェアを有しており、同市場において第１位となっております(出典：株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View：ECサイト構築／CMS／SMS送信サービス／電子請求書サービス／電子契約サービス市場2025」SaaS型CMS市場：ベンダー別売上金額推移およびシェア(2023～2025年予測)。2024年度の売上金額ベースのシェアに基づきます)。

また、当社グループは、Webサイト構築及び運用保守にとどまらず、Webサイトのアクセス分析を支援する「MEGLASS finder」等の周辺サービスを展開しております。
さらに、連結子会社である株式会社アイアクト(以下、「アイアクト社」といいます。)では、AIを利用したサイト内検索システム「Cogmo Search」や、企業の保有する情報を基に回答を生成するRAG(注２)型生成AI「Cogmo Enterprise 生成AI」等を提供し、Webサイト及び企業内情報の検索・活用に係る課題の解決を支援しております。

当社グループの競争優位性は、これらの自社開発プロダクトを保有していることに加え、Webサイトの企画・構築、システム開発、デザイン、運用保守までを一気通貫で提供できる体制を有していることにあります。

Webサイトの構築及び運用には、複数の専門分野にわたる知識・技術が必要となりますが、当社グループは、企画段階から構築・運用までを一気通貫で担うことにより、顧客が複数の事業者と調整する負担を軽減するとともに、継続的な課題解決を支援しております。また、自社営業部門による顧客との直接的な取引関係を通じて、顧客の課題及び需要を把握し、新たなサービスの開発・提案につなげております。

収益構造の面では、当社グループは、Webサイトの新規構築に伴う受託開発収益に加え、納品後もCMSの利用及びシステムの運用保守・維持管理等に係る月額利用料を受領する事業モデルを構築しております。2026年３月期の当社グループ全体のストック売上高は1,034百万円となっており、連結売上高の約49.6%を占めております。

このように、当社グループは、新規案件の受注による収益と、顧客との継続的な取引関係に基づくストック収益(注３)を組み合わせた事業モデルを有しております。また、Webサイトの納品後も顧客との取引関係を継続することで、新たな課題や需要を把握し、既存システムの機能追加、Webサイトのリニューアル、AI関連サービスその他の周辺サービスの提案につなげております。このような継続的な収益基盤と追加的な取引機会を創出できる事業モデルは、当社グループの中長期的な成長を支える重要な基盤であると考えております。

(注１) CMS
「Contents Management System(コンテンツ・マネジメント・システム)」の略であり、Webサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報を一元的に保存・管理するシステムをいいます。CMSを利用することで、HTMLやJavaScript等の専門的なプログラミング知識がなくても、Webサイトの更新・管理が可能となります。

(注２) RAG
「Retrieval-Augmented Generation(検索拡張生成)」の略であり、文書やデータ等から関連する情報を検索・取得し、生成AIが当該情報を参照して回答等を生成する技術をいいます。

(注３) ストック収益
CMS・サーバー等の利用に係る月額利用料や周辺サービスの継続的な利用料等、顧客との継続的な契約に基づき反復して発生する収益をいいます。

イ．既存事業の収益性向上に向けた今後の成長戦略
近年、企業のデジタル技術の活用は、Webサイトによる情報発信や個別業務の効率化にとどまらず、顧客接点の高度化、データの分析・活用、生成AIによる業務改革等へと広がっております。また、企業価値の向上やステークホルダーとの対話の重要性が増す中、IR・広報・採用等の分野においても、Web、紙媒体、映像その他の情報発信手段を横断したコミュニケーション支援への需要が高まっております。

当社グループは、このような事業環境の変化を成長機会と捉え、従来のWebサイト構築を中心とした受託開発事業から、顧客の課題把握、企画・提案、システムの導入、運用及び改善までを継続的に支援する「伴走支援型」の事業モデルへの転換を進めております。
これは、個別案件の受注・納品による収益の獲得に加え、顧客との継続的な取引関係を通じて新たな課題や需要を捉え、プロダクト及び専門サービスの提供機会を拡大することにより、収益の安定性と顧客当たりの収益性を高めることを目指すものです。

具体的には、顧客との継続的な取引関係を活かし、Webサイトの運用保守に加えて、AIサービス、データ分析、IR・ブランディング支援等の提供を拡大するとともに、CMSと周辺サービスとの連携強化を推進しております。
また、販売・制作等における外部パートナーとの連携を通じた顧客基盤の拡充、開発・制作体制の効率化及びサービス提供能力の向上に取り組んでおります。特に、外部パートナーの活用による販路の拡大と制作・開発体制の柔軟化を進めることで、事業規模の拡大に伴う固定費の増加を抑制し、収益性の向上につなげる方針です。

プロダクト面では、主力CMSの機能拡充に加え、AI機能やデータ分析機能との連携を進めることにより、Webサイトの構築・管理にとどまらず、情報発信の改善や業務効率化までを継続的に支援できるサービスへの発展を目指しております。また、既存顧客に対する周辺サービスの提案を強化することで、新たな顧客の獲得のみに依存しない収益機会の拡大を図ります。

AI関連事業については、アイアクト社が展開する「Cogmo」シリーズを中心としてサービスの導入拡大に取り組んでおり、2026年３月期のAIサービス売上高は354百万円となり、前年同期比42.4%増加いたしました。当社グループは、自社開発プロダクトを基盤とするAI関連サービスの拡大を、収益性向上に向けた重要な施策の一つと位置付けております。

加えて、社内業務におけるAIの活用、開発工程の見直し及びグループ内のノウハウ共有等により、生産性の向上と原価管理の徹底を図っております。

当社グループは、このような取り組みを通じて、継続利用型サービスの拡大、高付加価値サービスの提供及び制作・開発に係る原価の適正化を進め、売上高の成長と利益率の改善を両立させることを目指しております。特に、受託開発案件の増加に伴って人員や外注費が増加しやすい収益構造を改善し、自社開発プロダクト及び継続利用型サービスによる収益を拡充することで、事業規模の拡大をより効率的に利益成長につなげてまいります。

当社グループの2026年３月期の連結業績は、売上高2,085百万円(前年同期比3.7%増)、営業利益55百万円(前年同期比67.4%減)、経常利益50百万円(前年同期比69.3%減)、親会社株主に帰属する当期純損失25百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益96百万円)となり、営業利益率は約2.6%にとどまりました。
当該減益の主な要因は、一部の受注案件における売上計上時期の期ずれに加え、次世代CMS「LENSAhub」の償却費、人員補強に伴う人件費及びサーバー費用等の増加による先行投資負担、並びに本店オフィスの移転に伴う一時的な費用48百万円の発生です。また、親会社株主に帰属する当期純損失の計上については、営業利益の減少に加え、連結子会社である株式会社ブランドデザインののれん及び顧客関連資産等について、当初事業計画に対する進捗の遅れを踏まえて減損損失59百万円を特別損失に計上したことが主な要因です。
これらのうち、本店オフィス移転関連費用は当期に発生した一時的な費用であり、減損損失についても当期に計上した特別損失です。一方、次世代CMSの償却費、人件費及びサーバー費用等は翌期以降も一定の負担が継続するものであり、受託開発案件に係る原価負担や取得先事業の収益性についても、継続的に改善に取り組むべき課題と認識しております。当社グループは、継続利用型サービス及び高付加価値サービスの拡大、社内におけるAI活用、開発・制作体制の効率化等を通じて、収益性の改善を図ってまいります。
また、2027年3月期第2四半期（中間期)の連結業績は、売上高1,303百万円(前年同期比47.3%増)、営業損失80百万円(前年同期は営業損失112百万円)、経常損失84百万円(前年同期は経常損失114百万円)、親会社株主に帰属する中間純損失78百万円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失137百万円)となりました。
一方、2027年３月期の連結業績予想については、後述する株式会社アクティブリテックの子会社化に伴う業績の取り込み及び取得関連費用・のれん等の償却費等を反映し、2026年８月に売上高3,301百万円、営業利益183百万円、経常利益174百万円、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円へと上方修正しております。これにより、営業利益率は約5.5%となる見込みです。

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現するためには、既存事業における収益性の改善を継続するとともに、グループ全体の利益創出力を一段と高めることが重要であると考えております。特に、既存事業の売上高の拡大を利益及びキャッシュ・フローの増加に着実につなげるとともに、新たな収益基盤の獲得を通じて、グループ全体の成長を加速させることが重要であると認識しております。

また、既存事業における成長施策は、技術開発、顧客基盤の拡充、サービスの高度化等を継続的に進めるものであり、その成果が業績に反映されるまでには一定の期間を要する場合があります。特に、新たな技術・サービスの開発や新規事業領域への展開を自社の経営資源のみで進める場合には、専門人材の確保・育成、技術・ノウハウの蓄積及び顧客基盤の構築等に相応の時間と経営資源を要することが想定されます。そのため、既存事業の成長及び収益性向上を着実に進めることに加え、外部の経営資源を活用することで、事業領域の拡張と利益成長を加速させることが重要であると考えております。

M＆A及び戦略的提携は、既に一定の技術、サービス、顧客基盤及び収益力を有する企業・事業の取得又は出資等を通じて、自社の経営資源のみでは構築に時間を要する新たな収益基盤の獲得・拡充を図り、グループ全体の利益成長を加速させるための有力な手段となります。さらに、取得先・提携先と既存グループ各社との間で顧客基盤や技術・ノウハウを相互に活用し、サービスの共同提案や新たな事業機会の創出等を進めることで、取得・出資による利益貢献に加え、追加的な利益の創出も期待できます。

したがいまして、当社グループは、既存事業の成長及び収益性向上を継続的に推進するとともに、M＆A及び戦略的提携を通じた新たな収益基盤の獲得・拡充及び事業機会の拡大により、既存事業の競争力強化とグループ全体の利益成長の加速を図る方針です。

ウ．持株会社体制への移行とＭ＆Ａ又は戦略的提携による利益成長の加速

当社は、2026年10月１日付で持株会社体制へ移行し、商号を「株式会社インフォネットグループ」に変更いたしました。持株会社体制への移行は、グループ全体の経営戦略及び投資に係る機能と、各事業会社における事業執行機能を明確に分離し、グループとしての成長投資及びＭ＆Ａの機動性を高めるとともに、各事業会社の専門性を活かした経営を推進することを目的としております。

これにより、持株会社がグループ全体の成長戦略、経営資源の配分及びＭ＆Ａ等に係る投資判断を担う一方、各事業会社がそれぞれの専門領域における事業運営に注力する体制を整備しております。当社グループは、このような体制の下、既存事業の競争力強化とＭ＆Ａ等による新たな成長機会の獲得を並行して推進してまいります。

当社グループは、これまでもＭ＆Ａ等を通じて事業領域を拡大してまいりました。直近では、2026年７月１日付で、建築CG・アニメーション、XR(注４)アプリケーション、デジタルツイン(注５)、Webアプリケーション開発等を手掛ける株式会社アクティブリテック(以下、「アクティブリテック社」といいます。)を完全子会社化しております。当該Ｍ＆Ａにより、従来のWeb・CMS、AI及びコーポレートコミュニケーションに関する事業基盤に、新たな技術及びサービス領域が加わりました。
なお、アクティブリテック社の完全子会社化に際しては、2026年６月に同社株式150株(発行済株式総数の12.5%)を50,002,470円の現金対価により取得するとともに、同年７月１日付の株式交換により、残りの1,050株(同87.5%)を取得いたしました。株式交換に際しては、当社普通株式419,685株を新たに発行しており、株式交換契約において採用した当社株式１株当たり834円に基づく参考価額は約350百万円となります。これらを合計した取得対価は約400百万円相当(取得関連費用を除きます。)であり、このうち現金による取得対価約50百万円については、手元資金により賄っております。

2026年８月に公表した2027年３月期の連結営業利益予想183百万円は、従来のグループ５社の営業利益予想137百万円に、アクティブリテック社の2026年７月から2027年３月までの営業利益予想92百万円を加え、取得関連費用及びのれん等の償却費等46百万円を控除したものです。

このように、Ｍ＆Ａは、取得対象の既存事業が有する収益力をグループに取り込むことにより、事業規模及び利益基盤の拡大を図る有力な手段となります。一方で、実際の連結業績への貢献は、取得対象の収益力だけでなく、取得関連費用、のれん等の償却費用及び取得後の事業運営の状況等によって左右されるため、投資検討の際には、これらを含めた実質的な利益貢献を重視する必要があります。

今後のＭ＆Ａ及び戦略的提携においても、当社グループの既存事業との親和性を重視しつつ、当社グループが有していない専門技術、独自プロダクト、顧客基盤及び事業領域を取り込むことで、提供できるサービスの幅を広げ、顧客に対する付加価値の向上を図ってまいります。

特に、AI・データ分析、Web・CMS及びシステム開発・運用、デザイン・ブランディング、XR・デジタルツイン等の領域において、既存事業を補完又は拡張する技術・サービスを有する企業や、独自の顧客基盤及び継続的な収益基盤を有する企業等を対象として検討してまいります。

当社グループがＭ＆Ａを重視する目的は、連結売上高やグループ会社数を増加させることにとどまることなく、グループ全体の利益創出力を高めることにあります。

具体的には、第一に、収益力を有する企業・事業の取得を通じて、当該企業・事業が既に有する収益基盤をグループに取り込み、利益の拡大を図ります。
第二に、取得後の企業・事業と既存グループ各社との間で、顧客基盤の相互活用、サービスの共同提案、技術・ノウハウの共有及び事業運営の効率化を進めることにより、取得時点における収益力にとどまらない追加的な利益の創出を目指します。

例えば、当社グループの既存顧客に対して新たに取得した企業のサービスを提案することや、取得先の顧客に対して当社グループのCMS、AIサービス、IR・ブランディング支援等を提供することにより、顧客当たりの取引領域の拡大が期待できます。また、独自技術やプロダクトを有する企業との連携により、既存サービスの高度化、新たなサービスの開発及び継続利用型サービスの拡充を図ることも可能になると考えております。

さらに、グループ各社が保有する専門人材、開発・運用体制及び営業・顧客基盤等を相互に活用することにより、新たな案件の獲得や事業運営の効率化を進め、既存の事業基盤のみでは実現が難しかった収益機会を創出するとともに、グループ各社が単独で事業を展開する場合を上回る利益の創出を目指してまいります。

もっとも、M&Aの実行が直ちに企業価値の向上につながるものではなく、取得対価の妥当性、取得対象の将来の収益力、取得後の統合・連携の実現可能性及び投資回収の見通し等を総合的に検討することが重要であると考えております。
したがいまして、投資対象の収益性及び成長性のみならず、取得後の利益貢献、投資回収の可能性並びにグループ全体の資本効率を重視し、事業規模と収益性の両面から企業価値の向上に資するM&A及び戦略的提携を推進してまいります。

具体的な投資判断にあたっては、対象企業・事業の事業計画及び財務状況に加え、将来のキャッシュ・フロー、必要となる追加投資、取得関連費用、のれん等の償却費用、取得後の収益改善余地等を総合的に勘案し、取得対価の妥当性及び投資採算性を慎重に検討してまいります。また、取得後も事業計画の進捗及び利益貢献の状況を継続的に確認し、グループ全体の企業価値向上に着実につなげてまいります。

(注４) XR
「Extended Reality(クロスリアリティ)」の略であり、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)等、現実空間と仮想空間を組み合わせた体験を実現する技術の総称をいいます。

(注５) デジタルツイン
現実世界の建物、設備、空間等をデジタル空間上に再現し、可視化や分析、シミュレーション等に活用する技術をいいます。

エ. 時価総額100億円に向けた取り組み
東京証券取引所により、グロース市場における上場維持基準が見直され、2030年３月１日以後最初に到来する事業年度末から、上場後５年を経過した会社に対して、時価総額100億円以上の基準が適用されることとなっております。当社においては、2030年３月期末から当該基準が適用されることとなります。
また、当該基準における時価総額は、原則として事業年度末以前３か月間の株価終値の平均値に、事業年度末の上場株式数を乗じて算定されるため、基準への適合に向けては、一時的な株価上昇ではなく、継続的な市場評価の向上を図ることが重要となります。

本基準の見直しは、グロース市場に上場する企業に対して、上場後の持続的な成長を促し、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を求める趣旨を有するものです。当社グループにおいても、事業規模の拡大にとどまらず、利益成長及び収益性の向上を実現し、資本市場から継続的な評価を得られる企業へと成長していくことが重要であると認識しております。

当社グループは、このような資本市場制度の変化も踏まえ、「時価総額100億円以上の達成」を重要な中長期的経営目標として位置付け、その実現に向けて利益成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

一方、当社グループの2027年３月期の連結業績予想は、売上高3,301百万円、営業利益183百万円、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円であり、時価総額100億円以上の実現に向けては、今後、利益規模を一段と拡大するとともに、その成長を持続的なものとしていくことが必要であると認識しております。

時価総額は、発行済株式数及び株価によって決まるものであり、その形成には、現在の利益水準だけでなく、将来の利益成長に対する期待、キャッシュ・フロー創出力、資本効率、事業上の競争力及び成長戦略の実現可能性等に対する投資家の評価が影響します。したがって、単に売上高や事業規模を拡大するのではなく、収益性の高い事業基盤を構築し、利益成長の持続可能性を高めることが重要であると考えております。

当社グループは、時価総額100億円以上の実現に向けて、以下の５つの取り組みを一体的に推進してまいります。

① 既存事業において、自社開発プロダクト及び継続利用型サービスの提供拡大、AI関連事業の成長並びに制作・開発工程の効率化等を通じて、収益性の向上を図ってまいります。特に、顧客との継続的な取引関係を基盤として、月額利用料等の継続収益を拡充するとともに、顧客当たりの取引領域を広げることで、売上高の成長と利益率の改善を目指します。

② M&A及び戦略的提携を通じて、既存事業との親和性を有する企業・事業の収益力を取り込むとともに、グループ各社の技術・サービス及び顧客基盤を組み合わせることによる追加的な利益の創出を図ってまいります。その際には、取得対象の売上高や利益規模だけでなく、取得対価、関連費用及び取得後の投資負担を踏まえた実質的な利益貢献を重視し、企業価値の向上に資する投資を積み重ねてまいります。

③ 資本効率及び１株当たり利益の成長を重視した経営を推進してまいります。M&A等の成長投資に当たっては、投資採算性及び資本効率を重視し、取得対価や投資負担に見合う利益及びキャッシュ・フローの創出を図ることで、中長期的なEPS(１株当たり当期純利益)の成長を目指してまいります。また、当社グループは、売上高成長率、営業利益率及び月額利用料サービスに係る売上高成長率を重要な経営指標と位置付けております。今後は、これらの指標の改善に加え、M&A及び戦略的提携等の成長投資が連結業績、キャッシュ・フロー及び１株当たり利益にどの程度寄与するかを重視し、事業規模の拡大を株主価値の向上につなげてまいります。

④ 当社株式の流動性向上を図ってまいります。株式の流動性は、投資家による投資判断及び売買の円滑性に影響する重要な要素であり、特に機関投資家を含む幅広い投資家の投資対象となるためには、一定の流動性を確保することが重要であると認識しております。その一環として、当社グループは、今回の新株予約権の発行及びその行使により交付される株式の市場流通を通じて、当社株式の流動性向上を図ってまいります。これにより、投資家が当社株式を売買しやすい市場環境の整備を進め、投資家層の拡大と当社グループの企業価値に対する適切な市場評価につなげてまいります。

⑤ 成長戦略の進捗及びその成果について、株主・投資家に対する適切かつ継続的な情報発信を行ってまいります。既存事業の収益性向上、M&A等による事業領域の拡大及び取得後の利益貢献等を具体的に説明することで、当社グループの事業価値及び中長期的な成長可能性に対する理解を深め、投資家が当社グループの企業価値を適切に評価できる環境の整備に努めてまいります。

以上の取り組みを通じて、当社グループは、重要な中長期的経営目標である「時価総額100億円以上の達成」を目指してまいります。その実現に向けて、持続的な利益成長及び資本効率の向上を図るとともに、当社株式の流動性向上や株主・投資家への適切な情報発信等を通じて、当社グループの成長性及び収益力に対する資本市場からの継続的な評価につなげ、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ってまいります。

オ．当社グループのM&A戦略及び本資金調達における資金使途

以上の成長戦略を推進するにあたり、当社グループは、既存事業の収益性向上に加え、M&A及び戦略的提携を通じた事業領域の拡張と利益基盤の強化を、今後の重要な成長施策として位置付けております。

特に、時価総額100億円以上の実現に向けて利益成長を加速させるためには、既存事業の収益性改善を進めるとともに、収益力を有する企業・事業の取得や、既存事業との相乗効果が期待できる戦略的提携等を通じて、グループ全体の利益創出力を高めていくことが重要であると考えております。

当社グループは、事業上の親和性及び成長性に加え、取得対象の収益力、将来のキャッシュ・フロー、取得対価の妥当性、投資採算性及び取得後の利益貢献等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資する投資機会を検討してまいります。

M&A及び戦略的提携においては、取得又は出資の対象、取引条件及び実施時期が案件ごとに異なるため、適切な投資機会が生じた際に機動的に対応できる財務的な余力を備えておくことが重要であると考えております。また、複数の投資案件を継続的に検討する上では、個別案件の実行によって既存事業の運営資金や財務基盤が制約されることなく、次の投資機会にも対応できる財務余力を維持することが重要となります。

特に、M＆Aにおいては、投資対象の選定から取引条件の交渉、必要な調査及び意思決定等を経た後、比較的短期間で取得対価の支払が必要となる場合があります。このような投資機会に機動的に対応するためには、個別案件の具体化を待って資金調達の検討を開始するだけでなく、あらかじめ成長投資に対応できる財務基盤を整えておくことが重要であると考えております。
また、M＆A及び戦略的提携に備えて十分な手元資金を確保しておくことは、投資機会を逸することなく迅速に対応できるだけでなく、取引実行の確実性及び買主としての信頼性を高め、相手方との交渉を有利に進める上でも重要であると考えております。

当社グループの2026年9月30日現在における連結現金及び預金は569百万円、有利子負債残高は521百万円、自己資本比率は55.4%となっております。また、2026年3月期における営業活動によるキャッシュ・フローは91百万円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは184百万円のマイナスとなっております。なお、2027年3月期中間期における営業活動によるキャッシュ・フローは223百万円のプラスとなっております。
当社グループは、金融機関からの追加借入についても現時点で特段の支障はないと考えておりますが、既存事業の運営に必要な運転資金に加え、サービス・プロダクトの開発、システム関連投資及び既存借入金の返済等についても継続的な資金需要があることから、保有する現金及び預金の全額をM＆A及び戦略的提携に充当することは適切ではないと考えております。なお、当面の運転資金需要は200百万円(対象期間：２か月)を見込んでおります。
また、2026年７月に実施したアクティブリテック社の完全子会社化においては、前述のとおり、取得対価の大部分について当社普通株式を対価とする株式交換を活用し、現金による取得対価を約50百万円に抑えております。当該現金対価については、手元資金により賄っております。当該取得後の2026年9月30日現在における当社グループの連結現金及び預金は569百万円となっております。もっとも、今後のM＆A及び戦略的提携については、取引条件や相手方との交渉状況等により、取得対価の全部又は相当部分を現金で支払う必要が生じる場合も想定されます。
当社グループは、今後のM＆A及び戦略的提携に係る資金需要について、手元資金や金融機関からの借入等によって対応することも可能であると考えております。一方で、複数の投資案件を継続的に検討・実行していく上では、個別案件への多額の手元資金の充当や借入金の増加によって、既存事業の運営及びその後の投資機会への対応が制約されることを避ける必要があります。

そのため、当社グループは、今後のM＆A及び戦略的提携による継続的な成長投資を推進する上では、案件に応じて手元資金や借入金を活用しつつ資本性資金を組み合わせることにより、既存事業の運営に必要な資金を確保するとともに、将来の投資機会に対応できる財務的な柔軟性を維持することが重要であると判断し、本資金調達を実施することといたしました。

当社グループは、既存の財務基盤を維持しつつ、今後のM＆A及び戦略的提携に活用できる資金余力を一層拡充することにより、既存事業の運営資金や財務健全性に配慮しながら、成長性及び投資採算性に優れた投資機会を機動的に捉え、グループ全体の利益成長につなげてまいります。

したがいまして、当社グループは、今後のM＆A及び戦略的提携に係る成長投資に備え、本資金調達により将来の成長投資に活用できる資金余力の拡充を図る方針です。
本新株予約権による調達資金については、M＆A及び戦略的提携に伴う株式又は事業の取得対価その他これらに関連する費用に充当する予定です。具体的な投資対象、選定方針及び資金使途については、後記「３　新規発行による手取金の使途　(2) 手取金の使途」に記載のとおりです。

今後、当社グループは、資本コストを上回る投下資本利益率(ROIC)の実現を目指し、成長投資の収益性及び資本効率を重視した経営を推進することにより、持続的な利益成長及びキャッシュ・フロー創出力の拡大を図ってまいります。また、成長戦略の着実な実行によるEPS(１株当たり当期純利益)の成長や、本資金調達を通じた当社株式の流動性向上等を目指し、業績・株価の向上及び株主の皆様への還元により一層努めてまいります。

以上のとおり、当社グループは、既存事業の収益性向上に加え、M＆A又は戦略的提携を通じた利益基盤の拡充を図るため、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、本資金調達によりグループ全体の財務基盤の強化及び株式流動性の向上を図ることを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、下記のとおり本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

① 対象株式数を210,000株とし、行使期間を３年間とする、行使価額が1,200円に固定されている本第３回新株予約権

② 対象株式数を210,000株とし、行使期間を３年間とする、行使価額が1,500円に固定されている本第４回新株予約権

本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の行使期間は、いずれも2026年12月８日から2029年12月７日までの３年間です。

また、本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の行使価額は、それぞれ1,200円及び1,500円に固定されており、いずれも市場株価の変動に連動した行使価額の修正は行われません。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権は、いずれも固定行使価額型の新株予約権であり、当社株価がそれぞれの行使価額を上回る水準に上昇した局面において、割当予定先による権利行使を通じて段階的に資金を調達する仕組みとなっております。

本第３回新株予約権の行使価額は1,200円(本発行決議日前取引日の終値の約153%)、本第４回新株予約権の行使価額は1,500円(本発行決議日前取引日の終値の約191%)であり、各行使価額は、現状の株価水準よりも高い水準に設定されております。

このように本新株予約権の各行使価額を２段階に分けて設定したのは、当社における今後３年間の目標株価水準を1,200円と1,500円の２段階に分けて定めるとともに、時価総額100億円以上の達成に向けた成長過程において、当社グループの利益成長及び企業価値の向上に伴う将来の株価上昇を見据え、株価上昇局面に応じた段階的な資金調達を実現することを企図したことによるものです。

当社グループの2027年３月期の連結業績予想は、売上高3,301百万円、営業利益183百万円、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円であり、2026年３月期の営業利益55百万円からの収益回復を見込んでおります。さらに、2028年３月期以降については、既存事業の収益性改善に加え、AI関連サービス及び継続的な収益基盤の拡大、M&A及び戦略的提携による新たな利益基盤の獲得等を通じて、利益成長を加速させていく方針です。

本第３回新株予約権の行使価額1,200円については、こうした既存事業の収益改善及びM&Aによる利益貢献の拡大を踏まえた当面の目標株価水準として設定し、本第４回新株予約権の行使価額1,500円については、さらなる成長投資の実行及びグループ全体の利益成長を見据えた次の段階の目標株価水準として設定しております。これらの行使価額の検討に当たっては、2027年３月期の業績予想に加え、2028年３月期以降の想定利益及び１株当たり当期純利益(EPS)、PER等の株価評価指標を考慮しております。

なお、当社の2026年９月30日現在の発行済株式総数2,471,228株を基準とした場合、株価1,200円及び1,500円に対応する時価総額は、それぞれ約29.7億円及び約37.1億円となります。また、本第３回新株予約権の全行使による増加株式数を反映した場合、株価1,200円に対応する参考時価総額は約32.2億円、本第３回及び本第４回新株予約権の全行使による増加株式数を反映した場合、株価1,500円に対応する参考時価総額は約43.4億円となります。これらの株価水準は、時価総額100億円以上という中長期的経営目標の達成に向けた成長過程における目標として位置付けており、当社グループは、今後のさらなる利益成長及び企業価値の向上を通じて、当該経営目標の実現を目指してまいります。

上記「(1) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後、当社グループは、さらなる事業規模の拡大及び収益力の強化を図るため、M＆A又は戦略的提携のための成長投資を積極的に推進してまいります。特に、当社グループは、東京証券取引所グロース市場における新たな上場維持基準への対応も踏まえ、「時価総額100億円以上の達成」を重要な中長期的経営目標として掲げております。かかる目標の実現に向けて、既存事業の収益性向上、M＆A及び戦略的提携による新たな収益基盤の獲得・拡充並びに資本効率の向上を一体的に推進し、グループ全体の利益規模を一段と拡大させていく方針です。

当社グループといたしましては、「時価総額100億円以上の達成」に向けて、単なる事業規模の拡大にとどまらず、持続的な利益成長及びキャッシュ・フロー創出力の向上を実現し、当社グループの成長性及び収益力に対する資本市場からの評価を高めていくことが重要であると考えております。本資金調達についても、このような成長戦略の実行に必要な資金基盤を確保し、時価総額100億円以上の達成に向けた利益成長を加速させるための重要な資本政策として位置付けております。

当社グループといたしましては、上記の成長戦略及びM＆A戦略を着実に実行し、既存事業の収益性向上に加え、M＆A及び戦略的提携による利益基盤の拡充を進めることで、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果、当社株価についても持続的・段階的な上昇を実現できるものと考えております。
このような当社予測に鑑み、本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の行使価額については、単一の行使価額とするのではなく、上記当社株価の目標水準に即した２段階の行使価額を設定することといたしました。
また、上記のとおり、本第３回新株予約権及び第４回新株予約権のいずれも、行使価額を現状株価よりも高い水準に設定していることから、足下での希薄化は生じず、当社事業の成長・拡大に伴う株価上昇タイミングを捉えた、段階的かつ効率的な資金調達を実現することが可能となっております。
このように、本スキームにおいては、足下での希薄化を回避しつつ、当社グループの業績向上に伴って企業価値が高まり、その結果当社株価が現在よりも高い水準に達した局面において、段階的に自己資本を増強することが可能な設計となっております。
したがいまして、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、時価総額100億円以上の達成に向けた成長投資の実行及び中長期的な利益成長を支える資金調達手法として適切であり、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

なお、行使価額1,200円・1,500円の設定につきましては、「時価総額100億円以上の達成」に向けて、2027年３月期の当期純利益・想定EPS、当社内部の経営指標として定める2028年３月期以降の当期純利益・想定EPS、並びに、PER、最低目標株価、最低目標時価総額等を考慮し算出しております。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「［他の資金調達方法との比較］」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「［本資金調達スキームの特徴］」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。
本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。
［本資金調達スキームの特徴］
＜メリット＞
① 対象株式数の固定
本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される420,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減
本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。したがいまして、当社株価が当該行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。
③ 株価上昇時における行使促進効果
当社株価が本新株予約権の各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。
④ 取得条項
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って２週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

⑤ 行使停止期間

当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、合計４回まで、割当予定先に対して本新株予約権の行使の停止を要請する期間(以下、「行使停止期間」といいます。)を定めることができます。当社は、割当予定先に対し、当該期間の初日の５取引日前の日までに行使停止期間を書面で通知することにより、行使停止期間を設定することができます(以下、かかる通知を「行使停止要請通知」といいます。)。１回の行使停止期間は10連続取引日以下とし、各行使停止期間の間は少なくとも５取引日空けるものとします。また、当社は、割当予定先に対して別途通知することにより、設定した行使停止期間を短縮することができます。但し、本新株予約権の取得事由が生じた場合には、それ以後取得日までの間は行使停止期間を設定することができず、かつ、かかる通知又は公告の時点で設定されていた行使停止期間は、当該通知又は公告がなされた時点で直ちに終了します。行使停止期間において本新株予約権の行使停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。このように当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して書面で通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。当社が割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合又は行使停止要請通知を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権引受契約において譲渡制限が付されており、当社の事前の承認なく、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑦ 行使コミット

割当予定先は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が５取引日連続して1,440円を超えた場合、当該５連続取引日の末日以降、40取引日の期間(以下、「行使コミット期間」といいます。)内に、保有する本第３回新株予約権の全てを行使するものとします。また、割当予定先は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が５取引日連続して1,800円を超えた場合、当該５連続取引日の末日以降、行使コミット期間内に、保有する本第４回新株予約権の全てを行使するものとします。なお、上記の1,440円及び1,800円については、それぞれ本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されるものとします。

以上より、一定の条件を満たした場合、原則として本新株予約権は一定の期間内に全て行使されることとなり、当社は比較的短期間で資金調達を実現することが可能となります。

なお、行使コミット期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下の(ⅰ)～(vi)のいずれかに該当することとなった場合には、割当予定先は以後本項に定める本新株予約権の行使を行う義務を免除されます。

(ⅰ)東京証券取引所における当社普通株式の終値が以下に定める価額を下回っている場合
本第３回新株予約権：1,200円
本第４回新株予約権：1,500円
なお、本新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されるものとする。

(ⅱ)東京証券取引所における当社普通株式の売買出来高が1,500株以下になっている場合

(iii)当該取引日における当社普通株式の株価が一度でも当該取引日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の90%以下となった場合

(iv)当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合

(ⅴ)災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

(vi)上記⑤に基づき当社が定めた行使停止期間に含まれる場合(但し、当該行使停止期間に係る行使停止要請通知が撤回された場合、行使停止要請撤回通知に記載された失効日以降の日を除きます。)。

＜デメリット＞

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性
本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される420,000株で一定であるため最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達はできないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性
株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

⑥ 割当予定先の取得請求権
当社は、本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存する場合には、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を割当予定先から買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求権に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。したがいまして、当社株価が長期にわたり行使価額を下回る場合等において、行使期間末日までに本新株予約権の行使が完了しなかったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑦ 権利不行使
本新株予約権について、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑧ 優先交渉権
当社は、払込期日から、１)本新株予約権の行使期間の満了日、２)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、３)当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合(当社又はその子会社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される場合、及び資本提携又はM&A目的による場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認する旨が本新株予約権引受契約において定められる予定です。割当予定先がかかる引受を希望する場合には、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。

［他の資金調達方法との比較］

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

１）公募増資
株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

２）株主割当増資
株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

３）第三者割当による新株発行
新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、第三者割当による新株発行により今般の資金調達と同規模の資金を調達しようとした場合、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

４）第三者割当による新株予約権付社債の発行
新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

５）行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(MSCB)の発行
株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

６）新株予約権無償割当による増資(ライツ・オファリング)
いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

７）行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)の発行
株価に連動して行使価額が修正される行使価額修正条項付新株予約権(いわゆるMSワラント)による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が下落した局面においては、株価の下落に連動して行使価額が修正されることにより、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。
一方で、かかる行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の場合、株価が上昇した局面においては、株価の上昇に連動して行使価額が修正されることにより、資金調達額が増額される可能性がありますが、あくまで当該時点における現状株価を基準として行使価額の修正がなされるスキームであることから、当社の今後３年間の事業計画及び目標株価水準等を基軸とした資金調達を実現することは困難であると考えられます。
したがいまして、現状の当社の財務戦略・資本政策とは異なるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

８）金融機関からの借入や社債による調達
現在のわが国においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあり、引き続き今後の検討対象となり得ます。もっとも、今回の資金使途であるＭ＆Ａ又は戦略的提携のための成長投資資金については、当社グループの中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を十分に残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがいまして、今回の資金調達手法として全面的に負債調達によることは適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って２週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。
以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

２．本第３回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第３回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第３回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。

(2) 本第３回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本第３回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本第３回新株予約権の行使請求の効力は、(1)行使請求に必要な事項の全ての通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第１項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ(2)当該本第３回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第３項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

(4) 本(注)２．に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

３．本第３回新株予約権証券の発行及び株式の交付方法

(1) 当社は、本第３回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(2) 当社は、本第３回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の２銀行営業日後の日に、当該本第３回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

４．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本第３回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本第３回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

２ 【新規発行新株予約権証券(第４回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,100個(新株予約権１個につき100株)
発行価額の総額	210,000円
発行価格	新株予約権１個につき100円(新株予約権の目的である株式１株当たり1.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2026年12月７日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社インフォネットグループ　管理部 東京都港区新橋四丁目21番３号新橋東急ビル７階
払込期日	2026年12月７日
割当日	2026年12月７日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行　京橋支店

(注) １．第４回新株予約権証券(以下、「本第４回新株予約権」といいます。)の発行については、2026年11月20日付の当社取締役会決議によるものであります。
２．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び割当予定先との間で本第４回新株予約権に係る総数引受契約(以下、「本新株予約権引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
３．本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第４回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権引受契約を締結しない場合は、本第４回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
４．本第４回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
５．本第４回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社インフォネットグループ　普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	１．本第４回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式210,000株とする(本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第２項乃至第５項により割当株式数が調整される場合には、本第４回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 ２．当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における株式分割等の比率は、株式分割等後の発行済普通株式総数を株式分割等前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率 ３．当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第３項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $$調整後割当株式数＝\frac{調整前割当株式数×調整前行使価額}{調整後行使価額}$$ ４．本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 ５．割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第４回新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本第４回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	１．本第４回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本第４回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本第４回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。 ２．本第４回新株予約権の行使価額は、1,500円とする。但し、行使価額は本欄第３項の定めるところに従い調整されるものとする。 ３．行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本第４回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という)。 $$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array}＝\begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array}×\frac{\begin{array}{l}既発行\\普通株式数\end{array}＋\frac{\begin{array}{l}新発行・処分\\普通株式数\end{array}×\begin{array}{l}１株当たり\\の払込金額\end{array}}{時価}}{既発行普通株式数＋新発行・処分普通株式数}$$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

	① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。 ③ 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、当社の取締役、監査役及び使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合及び2026年11月20日の取締役会決議に基づく本第３回新株予約権の発行を除く。) 調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。 ⑤ 本項(2)①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第４回新株予約権の行使請求をした本第４回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。 $$株式数=\frac{\left(\begin{array}{c}調整前\\行使価額\end{array}-\begin{array}{c}調整後\\行使価額\end{array}\right)\times\begin{array}{c}調整前行使価額により当該\\期間内に交付された株式数\end{array}}{調整後行使価額}$$ (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

	③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第４回新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。 ①　株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 ②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第４回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	315,210,000円 (注)　新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項により行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格 本第４回新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本第４回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第４回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求により交付する当社普通株式の総数で除した額とする。 ２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第４回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし(計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年12月８日から2029年12月７日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。 ①　振替機関が本第４回新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ②　別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄記載の組織再編行為をするために本第４回新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は１か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本第４回新株予約権者に通知した場合における当該期間
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１．新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 ２．新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 ３．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行　京橋支店
新株予約権の行使の条件	各本第４回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が決議した場合は、本第４回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第２項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第２項及び第274条第３項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本第４回新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本第４回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本第４回新株予約権引受契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本第４回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付されている。

代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第４回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本第４回新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 本第４回新株予約権者が有する本第４回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄、本欄、下記(注)３(1)及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第２項記載の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(注) １．本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由
上記「１　新規発行新株予約権証券(第３回新株予約権証券)　(2) 新株予約権の内容等」に対する「(注)１．　(1) 乃至　(3)」をご参照ください。

２．本第４回新株予約権の行使請求及び払込の方法
(1) 本第４回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第４回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
(2) 本第４回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本第４回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
(3) 本第４回新株予約権の行使請求の効力は、(1)行使請求に必要な事項の全ての通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第１項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ(2)当該本第４回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第３項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
(4) 本(注)２．に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

３．本第４回新株予約権証券の発行及び株式の交付方法
(1) 当社は、本第４回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
(2) 当社は、本第４回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の２銀行営業日後の日に、当該本第４回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

４．社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本第４回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本第４回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
568,008,000	18,903,028	549,104,972

(注) 1．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(1,008,000円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(567,000,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第３回新株予約権	798,000円	252,000,000円
本第４回新株予約権	210,000円	315,000,000円
合計	1,008,000円	567,000,000円

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3．発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社(住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邉佳史。以下、「ストームハーバー証券」といいます。)への財務アドバイザリーフィー及び株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用(15,425千円)、調査費用及び登録免許税(2,578千円)、有価証券届出書作成費用(900千円)です。
4．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
Ⅰ　本第３回新株予約権 M＆A又は戦略的提携のための成長投資資金	243	2026年12月から2029年12月
Ⅱ　本第４回新株予約権 M＆A又は戦略的提携のための成長投資資金	306	2026年12月から2029年12月
合計	549	

(注) 1．本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。
2．当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記「1　新規発行新株予約権証券(第３回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等　(注) 1．本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由　(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、既存事業の収益性向上に加え、M＆A及び戦略的提携を通じて新たな技術、サービス、顧客基盤及び収益力を獲得し、グループ全体の利益創出力を高めることを中長期的な成長戦略の柱としております。

本資金調達により調達する資金については、M＆A及び戦略的提携に伴う株式又は事業の取得対価その他これらに関連する費用に充当する予定です。

具体的な投資対象及び投資方針は、以下のとおりです。

① M＆A及び戦略的提携の対象領域

当社グループは、自社開発CMSを中心としたWebサイト構築・運用保守、AI関連サービス、IR・コーポレートコミュニケーション支援等を基盤として事業を展開してまいりました。さらに、2026年７月の株式会社アクティブリテックの完全子会社化により、XR、3DCG及びデジタルツイン等の事業領域を加えております。

今後のM＆A及び戦略的提携については、このような既存事業との親和性及び相互補完性を重視し、特に以下の領域を対象として検討してまいります。

(ⅰ)AI・データ分析及びSaaS関連領域

生成AI、AI検索、データ分析、業務自動化及びSaaS等に関する独自技術、プロダクト又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

当社グループは、アイアクト社を中心として、AI検索サービス「Cogmo Search」及びRAG型生成AIサービス「Cogmo Enterprise 生成AI」等を展開しております。

当該領域におけるM＆A及び戦略的提携により、AI関連プロダクトの機能拡充、対応できる業務領域の拡大及び新たな顧客層の獲得を図るとともに、既存のCMS等との連携によるサービスの高付加価値化を目指します。

また、月額利用料等に基づく継続利用型サービスを有する企業・事業を取り込むことにより、単発の受託開発案件への依存を抑え、中長期的な収益の安定性及び利益創出力の向上につなげてまいります。

(ⅱ)Web・CMS、システム開発及びクラウド・運用関連領域

Webサイトの構築・運用、CMS、業務システムの開発、クラウドサービス、システム保守・運用等に関する技術又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

当社グループは、自社開発CMSを基盤として、Webサイトの構築から運用保守までを一気通貫で提供する体制を有しております。一方、顧客のデジタル活用の高度化に伴い、Webサイト単体の構築・運用にとどまらず、社内外のシステムとの連携、データ活用及びセキュリティ対応等、求められるサービスは多様化しております。

当該領域におけるM＆A及び戦略的提携により、開発・運用に係る専門性及びサービス提供能力を拡充するとともに、既存顧客への提案領域の拡大や新規顧客の獲得を図ります。

さらに、取得先の技術・ノウハウを既存プロダクトの高度化に活用することや、継続的なシステム運用・保守契約を有する事業を取り込むことにより、事業基盤の拡充と安定的な収益の積み上げを目指します。

(ⅲ)IR・コーポレートコミュニケーション、ブランディング及びデザイン関連領域

IR支援、企業広報、採用・人材関連コミュニケーション、ブランディング、コンテンツ制作、UI/UXデザイン等の領域において、専門性又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

企業による情報発信は、Webサイトのみならず、統合報告書、決算説明資料、映像、SNSその他の媒体を通じた総合的なコミュニケーションへと広がっております。

当社グループは、Web・CMSに関する技術力と、IR・ブランディング等に関する専門性を組み合わせることで、顧客の情報発信に係る課題を幅広く支援する体制の構築を進めております。

当該領域におけるM＆A及び戦略的提携により、企画・コンサルティングから制作・運用までのサービス領域を拡充し、顧客との取引関係の深化及び継続的なサービス提供機会の増加を図ります。また、取得先の顧客に対する当社グループのWeb・CMS及びAIサービスの提案等を通じて、グループ各社間の相互送客及び顧客当たりの取引領域の拡大を目指します。

(ⅳ)XR・3DCG、デジタルツイン及びデジタルコンテンツ関連領域

XR、3DCG、デジタルツイン、映像制作、デジタルコンテンツ及びこれらに関連するシステム開発等において、独自の技術又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

当社グループは、2026年７月に株式会社アクティブリテックを完全子会社化し、建築CG、XRアプリケーション、デジタルツイン及びWebアプリケーション開発等の領域へと事業を拡大しました。

今後は、同社を含むグループ各社の技術及び顧客基盤を相互に活用し、Web・AI技術と3DCG・XR関連技術を組み合わせたサービスの開発・提供等を通じて、新たな事業機会の創出を図ってまいります。

当該領域におけるＭ＆Ａ及び戦略的提携についても、既存事業との技術的・事業的な親和性を重視し、グループとして提供できるサービスの高度化及び新たな顧客市場への展開につながる案件を検討してまいります。

② 投資対象の選定方針

当社グループは、Ｍ＆Ａ及び戦略的提携を通じた事業規模の拡大に加え、営業利益及びキャッシュ・フローの創出力を高め、１株当たり利益の中長期的な成長につなげることを重視しております。

したがいまして、投資対象の選定に当たっては、既存事業との親和性、技術・サービスの競争力、顧客基盤及び市場の成長性に加え、以下の観点から総合的に検討する方針です。

(ア)対象企業・事業自体の収益力及び成長可能性

既存の売上高や営業利益の規模のみならず、収益の継続性、顧客との取引関係、利益率、キャッシュ・フローの創出状況及び今後の成長余地等を確認し、中長期的にグループの利益基盤の強化に寄与する事業であるかどうかを評価いたします。

特に、継続的な利用料収入や保守・運用収入等を有する事業については、契約の継続状況及び収益の安定性を確認するとともに、顧客基盤の拡大に応じた利益成長の可能性を検討いたします。

(イ)既存事業との相互補完性及び取得後の付加価値創出の可能性

対象企業・事業が有する技術、サービス、顧客基盤及び人材等を、当社グループの既存の経営資源とどのように組み合わせることができるかを検討いたします。

具体的には、グループ各社間でのサービスの共同提案、顧客基盤の相互活用、新たなプロダクト・サービスの開発、開発・運用体制の効率化等を通じて、取得対象の既存の収益力に加え、追加的な利益を創出できる可能性を評価いたします。

(ウ)投資採算性及び財務健全性への影響

取得対価又は出資額の妥当性について、対象企業・事業の収益力、将来のキャッシュ・フロー、成長投資の必要額及び事業上のリスク等を踏まえて検討いたします。

また、取得関連費用、のれん等の償却費用、追加投資の必要性及び資金調達に伴う負担等を含め、取得後の連結業績及び財務状況への影響を評価するとともに、投資回収の可能性を確認したうえで、グループ全体の企業価値向上に資する投資を選定してまいります。

③ Ｍ＆Ａ実行後の利益成長に向けた取り組み

当社グループは、Ｍ＆Ａ及び戦略的提携の実行においては、取得した企業・事業の収益力を維持・向上させるとともに、グループ各社との連携によって追加的な利益を創出することが重要であると考えております。

そのため、Ｍ＆Ａ実行後においては、取得先の事業特性及び経営上の独自性を尊重しつつ、グループ全体の経営資源を活用した成長施策を推進してまいります。

具体的には、当社グループの既存顧客に対する取得先サービスの提案、取得先顧客に対するCMS・AI・IR関連サービス等の提供、共同営業による新規案件の獲得、技術・ノウハウの共有による既存プロダクトの高度化等を検討してまいります。

また、グループ各社の専門人材や開発・運用体制の相互活用、業務プロセスの効率化等を通じて、提供サービスの付加価値向上と収益性の改善を図ります。

これらの施策を通じて、取得対象の既存事業から生じる利益に加え、グループ内の事業連携による売上高及び利益の拡大を目指します。

なお、取得後の利益貢献及び事業上の相乗効果については、個別案件の内容や統合・連携の進捗状況等により異なるため、取得時点で見込まれる収益及び取得後の成長施策の実現可能性を慎重に検討し、投資採算性を継続的に確認してまいります。

④　資金の充当方法及び支出予定時期

本新株予約権による調達資金合計549百万円については、今後実施するM＆A又は戦略的提携に係る株式取得、事業譲受、出資等の対価及びこれらの取引に直接関連する費用に充当する予定です。

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は、2026年12月から2029年12月を予定しており、当該期間において、１案件当たりの投資金額約１～５億円、合計投資金額約16～22億円、５～６件程度のM&A又は戦略的提携を実施する計画です。

上記投資計画の設定に当たっては、当社が直近に提案を受け、又は検討・交渉を進めている３件の候補案件について、2028年３月期に取得するものと仮定し、取得対価及び関連費用の支出額を試算したところ、概算投資額は合計約７億円となっております。直近の候補案件は比較的コンパクトな規模の案件も含まれておりますが、今後は事業成長の加速に向けて、従来の水準よりも投資規模の大きい案件（１案件当たり約３～５億円)を積極的に検討対象とする方針です。このような現行の候補案件数や投資規模をベースとしつつ、今後の投資規模拡大の方針を踏まえ、今後３年間のM＆A又は戦略的提携に係る投資計画として、上記の投資金額及び案件数を設定しております。

当社は、日常的に多数の案件情報を入手し、多様な業種・業態に関する複数の案件につき検討又は交渉を順次進めております。今後も、M＆A又は戦略的提携における投資機会を数多く想定しており、当社グループの持続的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

なお、本届出書提出日現在、M＆A又は戦略的提携の複数の具体的な候補案件について検討又は交渉を進めておりますが、いずれも実行の可否や取引条件等は未確定であり、取得対象となる事業及びその財産の具体的な内容・規模についても未確定です。今後、上記①記載の対象領域及び上記②記載の投資対象の選定方針に基づき、個別案件の検討・交渉を引き続き進めてまいります。

以上より、本新株予約権による調達資金合計549百万円は、当社グループにおけるさらなる事業拡大、収益力強化及び財務基盤の強化を目的として、M＆A又は戦略的提携のための成長投資資金に充当し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

なお、M＆A又は戦略的提携案件が成立・確定した場合には、法令等に従い適時適切に開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM＆A又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続きM＆A又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合においても、原則として、上記M＆A又は戦略的提携のための成長投資を実施していく方針に変更はなく、当該資金使途につき資金が不足する分に関しては、手元資金又は金融機関からの借入金を充当する予定であり、状況に応じて、調達コストを勘案しつつ新たな増資等も含めた追加の資金調達方法を検討することにより不足分を補完する予定です。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１ 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

ａ．割当予定先の概要

① Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(LCA0)

名称		Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund
所在地		PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先		該当事項はありません。
出資額		約668百万米ドル(2025年12月31日時点)
組成目的		投資
主たる出資者及び出資比率		Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号丸の内ビルディング９階 Long Corridor Global Asset Management 山本　かおり 03-3420-5710
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル(約171百万円)(注１)
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

② MAP246 Segregated Portfolio(MAP246)

名称		MAP246 Segregated Portfolio
所在地		190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先		該当事項はありません。
出資額		開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注２)
組成目的		投資
主たる出資者及び出資比率		開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注２)
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号丸の内ビルディング９階 Long Corridor Global Asset Management 山本　かおり 03-3420-5710
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル(約171百万円)(注１)
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

③ BEMAP Master Fund Ltd.(BEMAP)

名称		BEMAP Master Fund Ltd.
所在地		Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先		該当事項はありません。
出資額		開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注２)
組成目的		投資
主たる出資者及び出資比率		開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注２)
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号丸の内ビルディング９階 Long Corridor Global Asset Management 山本　かおり 03-3420-5710
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル(約171百万円)(注１)
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

(注) １．円換算額は、便宜上、2026年11月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示の外国為替相場の仲値(１香港ドル＝20.33円)により換算しております。
２．割当予定先であるMAP246及びBEMAPの出資額、主たる出資者及び出資比率については、当社がストームハーバー証券を通じて、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited(香港SFC登録番号：BMW115)(以下、「LCAM」といいます。)のInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246及びBEMAPとLCAMとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

b．提出者と割当予定先との間の関係

① LCAO

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術関係		記載すべき技術関係はありません。
取引関係		記載すべき取引関係はありません。

② MAP246

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術関係		記載すべき技術関係はありません。
取引関係		記載すべき取引関係はありません。

③ BEMAP

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術関係		記載すべき技術関係はありません。
取引関係		記載すべき取引関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は別途時点を特定していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図るため、既存事業の収益性向上に加え、M＆A及び戦略的提携を通じた事業領域の拡張と利益基盤の強化に取り組んでおります。また、2026年10月１日付で持株会社体制へ移行し、グループ全体の経営資源の最適配分及び成長投資の推進体制を強化するとともに、「時価総額100億円以上の達成」を重要な中長期的経営目標として位置付けております。このような成長戦略の実行に向けて、当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。

そのような中で、2026年４月中旬頃、取引金融機関よりストームハーバー証券株式会社(所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邉佳史。以下、「ストームハーバー証券」といいます。)の紹介を受け、当社の成長戦略及び資本政策に関する情報提供・助言を受けるとともに、資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。

ストームハーバー証券は、2009年に設立されたグローバルな金融市場に精通した独立系投資銀行であり、国内又は海外の機関投資家引受によるエクイティファイナンスやM＆A・資本業務提携等、顧客企業の財務戦略・資本政策に関するアドバイザリー業務を幅広く展開しております。ストームハーバー証券は、顧客企業の財務アドバイザーとして、資金調達スキームを立案・構築した上で、そのグローバルなネットワークを活用して複数の国内又は海外の機関投資家の中から顧客企業の資金調達戦略に適すると考えられる割当先を選定し、本資金調達を含む財務戦略・資本政策全般に関する助言等を行う役割・機能を担っております。

当社は、ストームハーバー証券が国内上場企業の財務・投資戦略及び資本政策等に関する財務アドバイザーとして多数の実績を有すること、割当予定先の紹介に加えて、本資金調達の実務面のプロセス等についても多岐にわたり助言・支援を受けられること、本資金調達以外の面においても今後のM＆Aを含む財務・投資戦略及び資本政策全般に関して継続的に助言・支援を受けられること等を総合的に勘案し、2026年10月下旬頃、ストームハーバー証券を本資金調達に関する財務アドバイザーとして起用いたしました。

その後、当社は、2026年10月下旬頃、ストームハーバー証券より割当予定先の紹介を受け、ストームハーバー証券を通じてLCAMより、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCA0、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行の提案を受けました。なお、ストームハーバー証券は、これまでも、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCA0、MAP246及びBEMAPを割当先とするエクイティファイナンスの案件を手掛けた実績があります。

LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であること、LCA0、MAP246及びBEMAPは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社(Exempted Company in Cayman with Limited Liability)及び分離ポートフォリオ会社(Segregated Portfolio Company)の分離ポートフォリオ(Segregated Portfolio)であることについて、ストームハーバー証券からの報告及びLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏との面談等を通じて確認しております。

当社は、ストームハーバー証券及びLCAMから提案を受けた資金調達スキームについて検討を進めた結果、当該資金調達スキームは、当社株価が現状株価よりも高い水準(1,200円・1,500円)に達した局面において段階的に自己資本を増強することが可能な資金調達スキームであったことから、当社株式の中長期的な価値向上を見据えながら、株価水準に応じて段階的に資本性資金を調達することが可能であり、既存の財務基盤を維持しつつ、今後のM&A及び戦略的提携に向けた成長投資資金を確保するという当社の方針に適合するものと判断いたしました。また、本資金調達を通じて当社株式の流動性向上を図ることができる点についても、当社の資本政策に資するものと判断いたしました。

当社は、以上の内容に基づき、本第三者割当について検討を進めた結果、本提案が当社の資金調達ニーズを満たすものであること、当社株式の流動性向上及び今後の成長投資を通じた企業価値の向上に資するものであること、LCAMのこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCA0、MAP246及びBEMAPを本新株予約権の割当予定先とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は420,000株であります。

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の数は、以下のとおりです。

LCA0	本第３回新株予約権	136,500株
	本第４回新株予約権	136,500株
MAP246	本第３回新株予約権	21,000株
	本第４回新株予約権	21,000株
BEMAP	本第３回新株予約権	52,500株
	本第４回新株予約権	52,500株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるLCA0、MAP246及びBEMAPとの間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏から口頭で確認しております。当社と割当予定先の資産運用を一任されているLCAMとの協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権引受契約を締結する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2025年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年９月１日から同月２日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、当該財務書類により、投資有価証券、ブローカー預け金その他の運用関連資産及び運用取引に伴うキャッシュフローが確認できることから、LCAOがファンドとして実態のある資金運用を行っていることを確認しております。また、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2025年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年９月１日から同月２日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、当該財務書類により、投資有価証券、ブローカー預け金その他の運用関連資産及び運用取引に伴うキャッシュフローが確認できることから、MAP246がファンドとして実態のある資金運用を行っていることを確認しております。また、MAP246の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びMAP246が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降MAP246の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちBEMAPについて、2025年12月期のDeloitte & Toucheによる監査報告書及びBEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年８月31日及び同年９月２日現在における残高証明書を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、当該監査報告書の監査意見の記載により、BEMAPの連結財務諸表が監査対象とされ、当該監査対象に投資明細、キャッシュフロー計算書等が含まれていることを確認するとともに、上記残高証明書により、BEMAPが当該時点においてプライム・ブローカー口座に保有財産を有していることを確認し、BEMAPがファンドとして実態のある資金運用を行っていることを確認しております。また、上記残高証明書によりBEMAPが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降BEMAPの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、①割当予定先及びLCAM、②割当予定先の出資者及びディレクター、並びに③LCAMの出資者及びディレクター(以下、「割当予定先関係者」と総称します。)が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー＆リサーチ(住所：東京都港区赤坂二丁目16番６号、代表取締役：羽田寿次)に調査を依頼しました。割当予定先であるMAP246については、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社(Segregated Portfolio Company)であるLMA SPCの分離ポートフォリオ(Segregated Portfolio)であることから、調査対象をLMA SPC(所在地：190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands、代表者：Jon Scott Perkins(Director)、Robert Swan(Director))としております。なお、LCAMは、割当予定先が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

当該調査の結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先の主な出資者並びに業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

２ 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第１項第６号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本新株予約権引受契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができない旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを

妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(所在地：東京都千代田区霞が関三丁目２番５号、代表取締役：野口真人)に算定を依頼しました。当社は、財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社より、当該算定機関の紹介を受けたところ、当該算定機関が新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められること、当社との間に資本関係・人的関係等はなく、また、当該算定機関は当社の会計監査を行っている者でもないため当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること等に鑑み、当該算定機関を本新株予約権の第三者算定機関として選定いたしました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の権利行使価額（本第３回新株予約権1,200円、本第４回新株予約権1,500円）及びその他の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2026年11月19日における当社普通株式の株価終値786円／株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）36.52%（過去３年間の週次株価を利用）、満期までの期間３年、配当利率０%、無リスク利子率1.999%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第３回新株予約権の１個当たりの払込金額は380円、本第４回新株予約権の１個当たりの払込金額は100円となりました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役３名全員(いずれも会社法上の社外監査役)から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を得ております。

(ⅰ)本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングがかかる専門知識及び経験を有すると認められること

(ⅱ)当社と株式会社プルータス・コンサルティングとの間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること

(iii)当社取締役がそのような株式会社プルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること

(iv)本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社プルータス・コンサルティングが本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること

(ｖ)本新株予約権の発行に係る取締役会決議に際して、株式会社プルータス・コンサルティング作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること

(vi)本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社から当社取締役に対して具体的な説明が行われており、かかる説明を踏まえた上で当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること

(vii)本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること

(viii)上記(vii)により株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第３回新株予約権210,000株及び本第４回新株予約権210,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は420,000株(議決権数4,200個)であります。2026年９月30日現在の当社発行済株式総数2,471,228株(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数24,380個)を分母とする希薄化率は17.00%(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は17.23%。小数第３位四捨五入)の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前述のとおり今回の資金調達における資金使途は、M＆A又は戦略的提携のための成長投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、上記資金使途に充当することで、当社のさらなる企業価値向上を図ることが可能となります。したがいまして、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数420,000株に対し、2026年11月19日から起算した当社株式の過去６か月間における１日あたりの平均売買出来高は2,498株、過去３か月間における１日あたりの平均売買出来高は2,461株、過去１か月間における１日あたりの平均売買出来高は2,474株となっております。したがいまして、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である３年間（年間取引日数：246日／年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、１日あたりの売却数量は569株であり、上記過去６か月間における１日あたりの平均売買出来高の22.8%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５ 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
株式会社フォーカスキャピタル	東京都世田谷区上用賀三丁目14－17－303	887,238	36.39%	887,238	31.04%
株式会社パスファインダー	東京都新宿区西新宿六丁目20－７－3912	344,799	14.14%	344,799	12.06%
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	－	－	273,000	9.55% (注)４.
BEMAP Master Fund Ltd.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	－	－	105,000	3.67% (注)４.
前田　拓海	東京都練馬区	87,934	3.61%	87,934	3.08%
佐野　史和	神奈川県川崎市麻生区	60,000	2.46%	60,000	2.10%
MAP246 Segregated Portfolio	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	－	－	42,000	1.47% (注)４.
株式会社376	東京都渋谷区広尾四丁目１－10－709	38,200	1.57%	38,200	1.34%
インフォネット従業員持株会	東京都港区新橋四丁目21－３	20,200	0.83%	20,200	0.71%
槇田　重夫	愛知県豊橋市	20,000	0.82%	20,000	0.70%
計	－	1,458,371	59.82%	1,878,371	65.72%

(注) １．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年９月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
２．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2026年９月30日現在の総議決権数(24,380個)に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数(4,200個)を加算した数(28,580個)で除して算出しております。
３．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。
４．割当予定先の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりませんため、本新株予約権の発行後の大株主の状況は直ちに変動する可能性があります。

６ 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７ 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８ 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第１ 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第２ 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３ 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」の有価証券報告書(第24期)及び半期報告書(第25期中)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年11月20日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2026年11月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

２．臨時報告書の提出について

後記「第四部　組込情報」の第24期有価証券報告書の提出日(2026年６月26日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年11月20日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年６月29日提出の臨時報告書)

１　提出理由

当社は、2026年６月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２　報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　吸収分割契約承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　当社と株式会社アクティブリテックとの株式交換契約承認の件

第４号議案　当社と株式会社撮影ティブとの合併契約承認の件

第５号議案　取締役４名選任の件

第６号議案　監査役２名選任の件

第７号議案　補欠監査役１名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 吸収分割契約承認の件	12,117	123	0	(注) 1	可決　98.987
第２号議案 定款一部変更の件	12,070	170	0	(注) 1	可決　98.603
第３号議案 当社と株式会社アクティブリテックとの株式交換契約承認の件	12,120	120	0	(注) 1	可決　99.011
第４号議案 当社と株式会社撮影ティブとの合併契約承認の件	12,129	111	0	(注) 1	可決　99.085
第５号議案 取締役４名選任の件					
江村　真人	12,115	125	0		可決　98.970
東間　大	12,101	139	0	(注) 2	可決　98.856
南嶋　将人	12,105	135	0		可決　98.888
宇都宮　賢二	12,102	138	0		可決　98.864
第６号議案 監査役２名選任の件					
横山　美帆	12,077	163	0	(注) 2	可決　98.660
鈴木　裕司	12,076	164	0		可決　98.652
第７号議案 補欠監査役１名選任の件				(注) 2	
山﨑　貴史	12,130	110	0		可決　99.093

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年６月29日提出の臨時報告書)

１　提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２　報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年６月29日

(2) 当該事象の内容

当社は、連結子会社である株式会社ブランドデザインより、剰余金の配当として40百万円を受領することとなりました。なお、当該配当金の受領日は2026年６月30日を予定しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該配当金の受領により、当社は2027年３月期の個別決算において、受取配当金40百万円を営業外収益に計上いたします。

なお、連結子会社からの配当であるため、2027年３月期の連結業績に与える影響はございません。

第四部　【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日	2026年６月26日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日	2026年６月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第25期中)	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	2026年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(ＥＤＩＮＥＴ)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部　【特別情報】

第１　【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年６月26日

株式会社インフォネット
取締役会　御中

晴磐監査法人
東京都新宿区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中田　寛

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　衛

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォネットの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォネット及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年５月15日開催の取締役会において、吸収分割の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、同日付で吸収分割承継会社と吸収分割契約を締結している。なお、当該吸収分割は、2026年６月29日開催予定の定時株主総会の承認を条件として、2026年10月１日を当該吸収分割の効力発生日として実施される予定である。

２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年５月19日開催の取締役会において、株式会社アクティブリテックの発行済株式の一部を取得したうえで、会社を株式交換完全親会社、株式会社アクティブリテックを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結している。なお、当該株式交換は、両社の株主総会の承認を条件として、2026年７月１日を当該株式交換の効力発生日として実施される予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ＷＥＢサイト構築案件に係る収益認識における原価総額の見積り

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書において、一定期間にわたり収益を認識するWEBサイト構築案件に係る売上高（当連結会計年度末時点に検収が完了した案件を除く）を112,856千円計上している。 一定の要件を満たすWEBサイト構築案件について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しており、当該進捗度は見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づき算定される。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、WEBサイト構築案件の見積原価総額における主要な仮定は、開発総工数である。 開発総工数の見積りは不確実性を伴い、案件責任者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識するWEBサイト構築案件における開発総工数の見積りの合理性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 当連結会計年度中に検収が完了した案件について、前連結会計年度末における見積総工数と実績工数とを比較することにより、会社が実施した見積りの精度及び偏向の有無を評価した。また、差異の要因が当連結会計年度における開発総工数の見積りに与える影響を評価した。 ・ 開発総工数の見積りの基礎となる案件の見積書の作成及び開発総工数の見積りの改訂に関する業務プロセスを理解し、内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・ 当連結会計年度末において進行中の案件のうち、開発総工数の見積りが収益認識に重要な影響を与える案件について、進捗状況、開発総工数の見積りの根拠及び見積りの変更の要否の判断について案件責任者に直接質問を行った。回答内容について開発工程表や工数管理資料を閲覧し、開発総工数の見積りの合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インフォネットの2026年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社インフォネットが2026年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統

制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、2026年５月19日開催の取締役会において、株式会社アクティブリテックの発行済株式の一部を取得したうえで、会社を株式交換完全親会社、株式会社アクティブリテックを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結している。なお、当該株式交換は、両社の株主総会の承認を条件として、2026年７月１日を当該株式交換の効力発生日として実施される予定である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月26日

株式会社インフォネット
取締役会　御中

晴磐監査法人
東京都新宿区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中田　寛

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　衛

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォネットの2025年４月１日から2026年３月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォネットの2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年５月15日開催の取締役会において、吸収分割の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、同日付で吸収分割承継会社と吸収分割契約を締結している。なお、当該吸収分割は、2026年６月29日開催予定の定時株主総会の承認を条件として、2026年10月１日を当該吸収分割の効力発生日として実施される予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ＷＥＢサイト構築案件に係る収益認識における原価総額の見積り
当事業年度の損益計算書において、一定期間にわたり収益を認識するWEBサイト構築案件に係る売上高（当事業年度末時点に検収が完了した案件を除く）を112,856千円計上している。 監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「WEBサイト構築案件に係る収益認識における原価総額の見積り」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外

事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

２０２６年１１月１３日

株式会社インフォネットグループ
取締役会　御中

晴磐監査法人

東京都新宿区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中田　寛
指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀場　雅史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォネットグループの２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォネットグループ及び連結子会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は２０２６年１０月１日付けで吸収分割を行い、持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書に

おいて中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。